

○大隅肝属広域事務組合職員の職の設置に関する規則

平成21年4月1日

大隅肝属広域事務組合規則第6号

肝属地区一般廃棄物処理組合職員の職の設置に関する規則（平成12年規則第5号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 職員の職の設置については、法令その他に定めがあるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

（定義）

第2条 この規則において職員とは、大隅肝属広域事務組合職員定数条例（平成21年大隅肝属広域事務組合条例第11号）第2条に定める事務局に勤務する職員をいう。

（職員の職）

第3条 職員の職は、役付職員の職と一般職員の職とする。

2 役付職員の職として、別表第1に掲げる職を置く。

3 一般職員の職として、別表第2に掲げる職を置く。

（雑則）

第4条 この規則の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

役付職員の職
事務局長 課長、課長補佐 主幹、係長 主査、主任

別表第2（第3条関係）

一般職員の職
主事、技師 主事補、技師補